

香川県情報公開条例施行規則及び香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第11号

香川県情報公開条例施行規則及び香川県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則
(香川県情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県情報公開条例施行規則(平成12年香川県規則第148号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第10条関係)		別表第2(第10条関係)	
区 分	金 額	区 分	金 額
写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	<u>20円</u>	写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	<u>100円</u>
略		略	
写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	<u>20円</u> に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額	写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	<u>100円</u> に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額

(香川県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県個人情報保護条例施行規則(平成17年香川県規則第14号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第12条関係)		別表第2(第12条関係)	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 略		1 略	
2 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	<u>1枚につき20円</u>	2 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	<u>1枚につき100円</u>
3 略		3 略	
4 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	<u>1枚につき20円</u> に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額	4 写しの大きさが日本工業規格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	<u>1枚につき100円</u> に日本工業規格A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額

格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額	格A列3番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	A列3番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
5～8 略		5～8 略	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。